

## 子育てサポートのための【一般事業主行動計画】

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 内 容

**目標 1** 所定外労働を削減するため、ノー残業デーの拡大を図る。

〈対策〉

- ・平成 23 年 4 月～ ・現行第 3 水曜日のノー残業デーを第 1、3 水曜日に拡大する。  
社内通達による社員への周知徹底を図る（年 4 回）。  
※業務の実態に応じてノー残業デーを変更することが出来ることとする。

**目標 2** 年次有給休暇の取得促進のための措置を講じ、有給休暇取得数を増やす。

〈対策〉

- ・平成 23 年 4 月～ ・四半期に一度、部署ごとの有給休暇取得数を上長に周知し、有給休暇取得促進を図る。

**目標 3** 子どもが生まれる際の父親の休暇取得率を期間中 80%以上とする。

〈対策〉

- ・平成 23 年 4 月～ ・子どもが生まれる男性従業員に、出産直後に 2 日間の特別休暇（配偶者出産）取得を促すとともに、所属職場に対し、対象者が休暇を取得しやすい環境づくりを行うよう周知をする。

**目標 4** 育児介護休業制度の理解活動及び利用促進並びに雇用保険法等の給付制度の周知を行う

〈対策〉

- ・平成 23 年度中 ・母性保護、育児休業（男性を含めた）、休暇、超過勤務の制限等について管理職に対し説明を行い、「仕事と子育ての両立」についての啓発をする。  
・妊娠中の女性従業員に対して企業が配慮する事項（母性健康管理について）をまとめたパンフレットを作成し、従業員へ制度（仕組み）の周知を図る。